

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 18 年 3 月

評価対象（事業名）	精神保健指定医の研修	
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	8	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	2	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること
	1	地域における療育システムや社会復帰支援、相談支援体制を整備すること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
措置入院又は医療保護入院の要否、隔離その他の行動の制限の要否等の判定の職務を行うことができる「精神保健指定医」については、当該職務を行うのに必要な知識及び技能を有し、患者の人権に十分配慮した医療を行いうる資質を備えていることが必要であるため、その指定や更新の際（事後）には、原則として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第 19 条に定める研修を受けなければならないこととされている。 本研修は、厚生労働大臣の登録を受けた登録研修機関において実施されている。
関連公益法人名
(社) 日本精神科病院協会、(社) 全国自治体病院協議会

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
精神保健指定医は、措置入院又は医療保護入院の要否、隔離その他の行動の制限の要否等の判定の職務を行うことができるため、当該職務を行うのに必要な知識及び技能を有し、患者の人権に十分配慮した医療を行いうる資質を備えていることが必要であり、精神保健指定医の指定や更新に際しての本研修制度は、そのような人材の確保のために必要不可欠な事業であるといえる。 また、本研修制度においては、国が直接研修を行うのではなく、一定の要件（精神保健福祉法第 19 条の 6 の 4 の登録基準）を満たした登録研修機関にこれを行わせることで効率的な実施を確保するとともに、登録を申請した者が当該要件のすべてに適合しているときは、厚生労働大臣はその登録をしなければならないこととされていることから、現行の登録研修機関以外の者であっても、同一の条件の下に本研修の実施に参入することが可能である。 一方、本研修の実施主体を一定の要件を満たした登録研修機関に限定することで、本研修の質の確保が図られ、本研修制度の効果的な実施に資するものとなっている。
評価結果（事務・事業の必要性）
本研修制度は、精神保健福祉法第 19 条に定められた精神保健指定医の指定に必要

不可欠な事業であり、引き続き継続して実施する必要がある。

3. 特記事項

--